

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 23 日現在

機関番号：13301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780542

研究課題名(和文) 養護学校義務制実施期における重症心身障害児教育実践の成立と構造に関する歴史研究

研究課題名(英文) Historical Study on Structure of Educational Practice for Children with Severe Motor and Intellectual Disabilities in Enactment of the Compulsory Education for Special School

研究代表者

河合 隆平 (KAWAI, Ryuhei)

金沢大学・学校教育系・准教授

研究者番号：40422654

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、1970年代の重症心身障害児施設において医療・福祉実践を教育実践として組み替え、重症児の就学・修学行為が成立する過程を通じて、1979年の養護学校義務教育の実施とその歴史的構造を明らかにすることを目的とした。京都府亀岡市の民間重症児施設「花の木学園」内に開設された亀岡小中学校「みのり学級」の実践は、医療や福祉が教育との接点をもち、教育の論理をくぐることで、重症児の生存と生活の保障を亢進させる可能性を提示した。社会的排除を複合的に受けてきた重症児にとって、生存保障のための要求の集約点として「学校」があり、教育、医療、福祉の結節点として「養護学校」という教育形態が要求された。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was to clarify the historical structure of enactment of the school education act to special schools through examining reconstruction of medical care and welfare activities as educational practice, establishment of school attendant for students with severe motor and intellectual disabilities at institutions for people with severe motor and intellectual disabilities in 1970's. "Minori-Gakkyu" was special classes of Kameoka elementary school and junior high school established in institutions for people with severe disabilities "Hananoki-Gakuen" at Kameoka city in Kyoto. The educational practices of Minori-Gakkyu indicated the possibility of enhance life security for students with severe motor and intellectual disabilities by contacting with medical and welfare, pedagogical examine. Special school system was demanded as the most suitable system for integrating several needs for life security, and connecting with education, medical, welfare.

研究分野：障害児教育学

キーワード：養護学校義務制 重症心身障害児 重症心身障害児施設 教育実践 生存保障

1. 研究開始当初の背景

インクルーシブ教育改革の争点のひとつは、障害のある場合の就学基準と教育形態の問題である。これらの具体的な制度設計には、インクルーシブ教育自体の基本的な概念の整理とともに、子どもの教育的ニーズのありようと、それにもとづく就学・修学の動態を具体的に把握することが不可欠である。なぜなら、就学先の選択・決定という行為それ自体が、子どもの教育的ニーズの直接的な反映であると考えられるからである。学習主体である子どもの就学の動態に応じて、学校制度の具体像を形成してきた歴史的経緯は、障害児と学校教育の関係性を捉える視点として重要である。

戦後、障害児は「教育不可能」として就学猶予・免除の対象とされ、学校教育から排除されてきたが、1979年度の養護学校教育義務制（以下、義務制）の完全実施により、学齢障害児への義務教育の保障が実現した。その要因に、憲法・教育基本法の「教育の機会均等」条項の「学習・発達権的解釈」に支えられた福祉・教育実践、教育権保障運動が指摘されてきた。

これらの先行研究の動向に対して本研究は、1979年度時点の養護学校教育義務制という制度の発効が、直ちに「障害児も学校に通うことが当たり前」という経験の一般化をもたらしたわけではなく、義務教育制度が学齢障害児のライフサイクルに定着するには、その準備期も含めて多くの時間を要した点に注目した。

とくに、「重症心身障害児」（以下、重症児）と呼ばれる重い障害のある障害児の場合、施設・病院、在宅などの学校外における教育実践の組織化という空前の課題を抱えていた。そして、施設・病院内では、「教育」の専門的・専門的な時間と空間（授業や教室）の確保によって、医療や福祉との緊張関係を生み出しつつ、子どもの学習に最適な教育形態（養護学校）へと展開していく契機が存在した。

本研究では、義務制実施という事象をめぐって、行政による制度運用技術と、制度の内側を生きる障害児の学習と発達の経験、さらに教育の担い手である教師による実践や意識とが相互に絡み合いながら成立し、その内実が形成されてきたことに着目し、重症児、教師、家族による日常的な経験や論理に立脚して、教育実践の蓄積と学校制度の拡張・定着が図られていく力動的な過程を明らかにしようとした。

2. 研究の目的

本研究は、義務制実施期における重症児への学校教育の導入を受けて、重症児の医療・福祉実践を教育実践として組み替え、子どもの就学・修学の行為をいかに成立させたのかを明らかにし、こうした重症児の教育経験を通じて、養護学校義務教育という制度の成立過程とその歴史的構造を明らかにすることを目的とした。

そのために次の二つの課題を通して、養護学校教育義務制実施期における教育実践の歴史的構造を明らかにすることが、最終的な到達目標である。

1) 施設・病院、在宅等の学校外の環境において展開される重症児の医療・療育・介護実践を、教師が教育実践として加工しながら、学校教育の制度と実践の内実を構築していく過程を分析する。

2) 教育行政の制度・政策化、学校・教師の教育実践の展開のなかに、重症児家族の養育観や教育要求の生成と変容を位置づけることで、重症児における学校教育の受容・定着過程を分析する。

3. 研究の方法

本研究では、重症児の教育や産育の担い手である、教師と親・家族の動向と認識に注目し、養護学校義務制完全実施期の教育実践の成立と学校教育の受容過程を解明するために、以下の研究課題と手続きを設定した。

課題 : 学校外の医療・療育、介護実践のなかで蓄えられてきた、重症児の発達や教育につながる価値や理論を明らかにし、それらのアイデアや技術が、病棟・施設内分教室の教師によって教育実践（カリキュラム）として加工される様相を解明する。

課題 : 学校教育の導入によって、重症児の状態像や生活時間・空間がどのように変化し、家族の教育観や教育要求の内実がいかに変容していくのかを解明する。

上記の課題を明らかにするために本研究では、京都府の民間重症児施設「花の木学園」とそこに設置された重症児学級「みのり学級」（1976年）を研究対象に設定し、【課題】における緊張関係のなかに【課題】を位置づけることで、義務制の実施過程および教育実践の成立構造を考察するという手続きをとった。

なお本研究では、公文書、個人文書等の文書史料に加えて、聞き書きによって得られた口述史料も活用した。

4. 研究成果

1) 養護学校義務制実施により、いかなる障害のある場合にも義務教育が保障されることになった。障害のある場合、教育可能性や稼働能力の程度に応じて教育や福祉がどれだけ与えられるかが決められ、就学猶予・免除措置が福祉施設の入所要件とされたように、教育からの排除を前提に福祉への包摂が図られてきたのである。重度の障害があるほど排除の構造はより強固であり、いのちをも剥奪する状況が生み出された。そのなかでも、重度の知的障害と肢体不自由をあわせもつ重症児は、障害種別に仕切られた既存の医療・福祉体系から押し出されてきた。

そもそも「重症心身障害」とは、「法の谷間」に放置された重度障害児とその家族を救済する弥縫策として、一九六〇年代に定式化された行政用語である。そして重症心身障害児施設（以下、重症児施設）は、病院形態を基礎に福祉的機能を付加するという医療（病院法）と福祉（児童福祉法）をまたぐ施設として誕生した。「独立自活」と「更生」が困難で「社会生活に順応させる」ことを目的とする重症児施設では、生命・健康維持のための最低限の医療や福祉しか想定されていなかった。

しかし、1960年代後半になると劣等処遇を「飼育殺し」と批判し、重症児を権利と人格発達の主体として承認する「発達保障」の思想と実践が民間施設のなかで創出され、経済成長のもとでの慈善的で残余的な福祉に、人間の生存と発達の権利保障を対置させながら、重症児政策の転換が模索されていく。

1970年代に入り養護学校義務制実施が具体的な日程にのぼると、重症児施設における教育保障は不就学障害児をなくす最後の課題とされた。医療と福祉が救済した重症児を教育の対象に組み込むという空前の課題を前に、学校の実践と仕組みは医療や福祉との緊張関係を生み、社会的な選抜や地位配分という既存の教育の機能や価値を相対化する動きが生まれていく。また、学齢超過児の就学は自治体ごとに措置のあり方が異なったため、施設内の就学格差をいっそう可視化させた。

2) 1970年代の重症児施設において教育保障が生存保障につながる契機が模索されるなか、京都府亀岡市の民間重症児施設「花明・木の花学園」（1968年開設、以下、花の木学園）内に設置された特殊学級（亀岡市立小・中学校「みのり学級」、1976年発足）は、かれらの生存に不可欠な医療と福祉が展開される重症児たちの日常生活に根づくことで成立したのであり、施設の医療と福祉に埋め込まれた生存維持や人間形成の作用と教育の機能を密接に接続することが求められることになった。

重症児施設は、医療や福祉から排除され「生きられない」状態に追いやられた重症児

のいのちを救済したが、生活の質の向上をはかる十分な条件を備えていなかった。そうしたなか、みのり学級の教育は、かれらが「生かされる」という水準にとどまらず、脆弱さを抱えながらも「生きていく」という人間的な意欲の獲得と主体形成を志向した。そこでは重症児の心身機能や能力を高めて支援と依存を極小化させていく主体ではなく、他者と関係を取り結びながら要求を表出する主体として発達させることが、かれらの心身の生理的基盤の成熟にまでさかのぼって求められた。それゆえ、重症児が他者の働きかけを受けとめる主体として発達することと、かれらの人間的な実存と要求を承認し、共に生きようとする他者（主体）とのつながりをつくり出すことは不可分であった。地域の小・中学校との「共同教育」は、その具体的な取り組みのひとつであった。

こうして、みのり学級と花の木学園の実践は、医療や福祉が、教育との接点をもち、教育の論理をくぐることで、重症児のいのちと生活の保障を亢進させる可能性を示した。それがやがて「養護学校」という教育形態を要求する基盤を形成し、みのり学級は、1980年に京都府立丹波養護学校「亀岡分校」へと発展していった。

3) 1970年代の養護学校づくり運動は「学校づくりは箱づくりではない、民主的な地域づくりである」という思想を掲げ、養護学校が地域に受け入れられる前提として、障害のある場合も含めたすべての住民の生存が保障される地域づくりを求めた。みのり学級の実践は、地域社会から閉ざされがちな施設においても、学校＝地域づくりが可能であることを見出し、人びとの主体的な育ち合いとつながりが重層的に連鎖することによって重症児が包摂されていく社会を照射した。

養護学校義務制実施への道程が開かれた1970年代において、社会の複合的な排除を受けてきた重症児にとって、「学校」とは、生存保障に向けたあらゆる要求の集約点であり、教育、医療、福祉の結節点として希求されたといえる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

河合隆平、総力戦体制下の障害児の保護と教育 包摂と排除の関係、主体に即して、社会事業史研究、査読有、48号、2015、99-103

河合隆平、糸賀一雄著『復刊・この子らを世の光に：近江学園二十年の願い』、障害者問題研究、査読無、第42巻1号、2014年、68-73

〔学会発表〕(計 3 件)

河合隆平、重症心身障害児の生存保障と学校教育の成立 1970年代重症心身障害児施設における生存・発達・教育、日本教育学会第74回大会(2015年8月29日、お茶の水女子大学・東京都文京区)

河合隆平、総力戦体制下の障害児の保護と教育、社会事業史学会第43回大会(2015年5月10日、愛知県立大学、共通論題「戦争・社会福祉・人権:「排除の歴史」を問い直す」、愛知県長久手市)

河合隆平、不就学児童実態調査にあらわれた障害児の教育要求、日本特別ニーズ教育学会第19回研究大会(2013年10月19日、北海道教育大学札幌校・北海道札幌市)

〔図書〕(計 3 件)

岩下誠・三時眞貴子・江口布由子・河合隆平、昭和堂、「生存」への支援と排除の比較社会史 せめぎあう教育・労働・福祉 (仮)、2016、印刷中(1970年代の重症心身障害児施設における教育の希求と生存保障亀岡小・中学校「みのり学級」(丹波養護学校亀岡分校)を事例として)

糸賀一雄生誕100年記念事業実行委員会研究事業部会編、『生きることが光になる(糸賀一雄生誕100年記念論文集)』2014、145-158(河合隆平、今、「この子ら」と生きた糸賀一雄と対話する)』

猪狩恵美子・河合隆平・櫻井宏明、全国障害者問題研究会出版部、テキスト肢体不自由教育 子ども理解と教育実践、2014、24-43(肢体不自由教育のあゆみ)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：

番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

河合 隆平(KAWAI Ryuhei)
金沢大学人間社会研究域・学校教育系
・准教授

研究者番号：40422654

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：